

秋田市新型コロナウイルス感染症対策 離職者資格取得助成事業補助金

令和2年度

秋田市では、新型コロナウイルスの影響により離職を余儀なくされたかたの再就職を支援するため、公的資格の取得費用を助成します。

◆ 補助対象者

- ・令和2年2月14日以降に新型コロナウイルス感染症の影響による会社の倒産や解雇・退職勧奨・雇い止め等で離職し、ハローワーク等に登録して求職活動中のかたで、市内に住所を有し、市税の滞納がないこと
- ・上記のかたを雇用した事業主

◆ 補助金の額

補助率 対象経費の10分の10 ・ 補助上限額 20万円

(千円未満の端数は切捨て)

◆ 対象資格

- ・ハローワーク教育訓練制度の対象講座（医療事務、パソコン検定、大型自動車、フォークリフト等）や技能検定、技能講習など
- ・取得日が令和2年10月1日(木)から令和3年3月31日(水)までのもの

◆ 対象となる経費

- ・受講料（受講に必要なテキスト代も可）、受験料（合格分）、登録料（宿泊・交通費、写真代等は対象外）

◆ 申請の手続き

- ・令和2年10月1日(木)から令和3年3月31日(水)まで
- ・資格取得後に申請を受付します。

【お問い合わせ】

令和2年10月発行（事業者向け）

秋田市産業振興部企業立地雇用課 [市庁舎3階 窓口3-7]

TEL 018-888-5734

FAX 018-888-5732

E-Mail : ro-inbl@city.akita.lg.jp

申請書のダウンロードは

秋田市 コロナ 資格取得

検索

提出書類は裏面をご覧ください➡

◆ 提出書類

チェック

<input type="checkbox"/>	1	補助金交付申請書
<input type="checkbox"/>	2	資格等を取得したことが証明できる書類の写し（登録証や免許証など）
<input type="checkbox"/>	3	補助対象経費を負担したことが証明できる領収証等の書類（原本）
<input type="checkbox"/>	4	新型コロナウイルスの影響により離職者となったことが分かる雇用保険被保険者離職証明書の写し、または解雇通知書等の写し
<input type="checkbox"/>	5	ハローワークで求職活動をしたことを証明できる書類の写し（ハローワークカード・雇用保険受給資格者証・職業訓練受講指示書など）
<input type="checkbox"/>	6	申請者の完納証明書（市税に未納がない証明書） （市役所2階 市民税課などで発行）
<input type="checkbox"/>	7	対象雇用主が申請する場合
		<input type="checkbox"/> ア 雇用契約書、または労働条件通知書の写し
		<input type="checkbox"/> イ 定款、または所在地証明書の写し
		<input type="checkbox"/> ウ 離職者等の完納証明書

※印鑑(シャチハタ以外)と申請者の口座番号が分かるものをお持ちください。

◆ 事業者の皆様へ

秋田市新型コロナウイルス感染症対策離職者採用支援事業について

- ・秋田市では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされたかたの再就職を支援するため、離職されたかたを採用した市内の雇用保険適用事業所に対して、採用支援金を交付する事業を令和2年10月に創設しました。
- ・離職時に雇用保険に加入していたかたが、令和3年3月1日までに再就職し、3カ月の雇用継続があった場合、採用企業に対して正規雇用45万円・非正規雇用（労働契約1年以上が対象）22万5千円を交付します。
- ・詳しくは、秋田市企業立地雇用課（連絡先は表面に記載）へお問合せください。
- ・このチラシの秋田市新型コロナウイルス感染症対策離職者資格取得助成事業補助金とあわせて、離職を余儀なくされた皆様の早期の再就職を支援しております。